

放射線起因性について—法律上の観点から—

- 1 「放射線起因性」の法的位置付けについて
 - (1) 原爆症の認定要件（法律上の要件）であること。
 - (2) 厚生労働大臣のこの要件の存否についての判断は司法審査に服すること。
 - (3) 司法審査における判断枠組み（いわゆる「松谷訴訟」最高裁判決平成12年7月18日・判例時報1724号29頁の趣旨）について
 - (4) 審査会の審査の在り方について

- 2 「放射線起因性」の判断の在り方について
 - (1) 科学的知見（医学、放射線科学等の知見）を踏まえて行われるべきこと。
 - (2) 科学的知見に基づいて「放射線起因性」があると認定することはできないが、「放射線起因性」がないと断定することもできない場合の取扱いについて
 - (3) 経験則による判断と科学的知見に基づく認定の関係について
 - (4) 科学的知見の限界と被爆者側の立証手段の限界について

- 3 原爆症の認定基準の見直しについて
例えば、
 - (1) 原因確率が一定割合（例えば、50%）以上である場合は、科学的な知見により放射線起因性がないと認定すべき明確な資料がない限り、審査会の審査を経ないで（法11条2項ただし書）、放射線起因性があるものと認定することはどうか。
 - (2) 原因確率が(1)の割合に満たない場合であっても、科学的な知見により放射線起因性がないと断定することができないときは、経験則上その存在を推認する根拠となり得る事実が認められれば、放射線起因性があるものと認定することはどうか。
 - (3) 審査会において経験則も踏まえた個別の認定をすることができるように体制を整備することは考えられないか。

以上